

院政鎌倉時代における表白文量産の史的背景

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	14
ページ	1-12
発行年	2003-06-22
URL	http://hdl.handle.net/10076/6594

院政鎌倉時代における表白文量産の史的背景

山本真吾

一、はじめに

法会の場で宣読される表白文が、院政時代から鎌倉時代にかけて数多く作成されることは従来から指摘されている。実際、現在までに知られている表白文の点数を通過してもそのような状況が窺われるのであるが、では、なぜこの時代になると表白文が量産されるようになるのか。この問題については、一つに社会的不安・緊張の高まりを背景に仏教法会が流行し、表白文の需要が高まったからであるとか、あるいは儒者のみならず僧侶も表白文の作成に関与するようになったからであるとか、

さまざまに想像をめぐらすことは可能であるが、そのことと表白文が量産されたということとはなお直接には結びつかず、やや漠とした感が否めない。

単に法会の回数が増えたということでもって表白文が量産されるといふ事実を説明することが可能であろうか、またそもそも表白文が量産されるということ自体が事実認識として正しいのであろうか（単に表白文の既発見文献がこの時期に集中しているだけではないのか）など、それと断定するにはなお検討の余地が残されているように思う（加えて、「表白」と題され一書として単独で伝存している文献以外に、次第・作法の書

に記録された、数多くの表白文の存在に気づかれるようになってからいつそう総数の把握が困難になってきた。

そこで、本稿では、平安時代から鎌倉時代にかけての表白文作成の現場に可能な限り接近して、その作成の実態と量産の事実を確認し、歴史的になぜこの時期に表白文が量産されるようになるのか、といった問題について、具体的な史料を手がかりに検討してみたいと思う。

二、表白文の伝存状況

ここでは、まず、表白文が院政鎌倉時代に数多く作成された事実を確認しておく。

(一) 平安時代の表白文(注1)

平安時代に作成された表白文は、大凡以下の通りであつて、平安時代後期以前と、院政期とは歴然とした差がある。

① 平安時代初期資料群

『統遍照發揮性靈集補闕抄』巻第八：六篇

② 平安時代中・後期資料群

『本朝文粹』巻第十三、『本朝続文粹』巻第十一、『本朝文集』巻第五十三、五十八等：二七篇

③ 院政期資料群

『高山寺本表白集(雑筆集)』、『醍醐寺本表白集』、

『表白御草』、『維摩会表白抄』等：三二四篇

但し、現在も院政期資料群以降は追加すべき文献が多く見出されているのでこの数値はなお更新してゆく必要がある(注2)。しかし、逆に平安時代後期以前の表白文で新たに追加すべきものは、石山寺本『表白集』所収の篇くらいであつて(これも後述の如く十一世紀当時「表白」と題されていたかどうか疑問が残る)、平安時代後期以前の篇が今後の経蔵調査等によつて院政期以降の篇数を凌駕するほど見つかる蓋然性は低いと見られる。但し、平安時代初・中期の次第・作法の古文献による確認作業は継続の必要がある。

(二) 鎌倉時代の表白文―高山寺経蔵の場合―

鎌倉時代の表白文については、現在もその発掘作業が進められており、全体量は未だ特定し得ない。今、一例として、高山寺経蔵の「表白」と題する文献の点数を書写年代別に示すと、次のようである(注3)。

① 平安時代：二篇(後期一篇、院政期一篇)

② 鎌倉時代：四〇篇(初期九篇、中期一六篇、後期一五篇)

③ 南北朝時代：九篇

④ 室町時代：一一篇(初期三篇、中期三篇、後期五篇)

⑤ 江戸時代：三六篇(初期一一篇、中期一七篇、後期八篇)

ここでも、前代に比して、鎌倉時代書写の表白文が多く伝存している事実が確認される。

三、「表白」の総称化

院政期以降の表白文が数多く伝存していることは事実であるとしても、この中には、いわば「見せかけの増加」とでも称すべき事情が存するようである。すなわち、従前の「表白」が多く草される、その一方で、かかる諷誦文類の総称として「表白」と題される文献が増加してくるといふことによつて、「表白」の名を冠する文献の量が増してくるといふこともあつたよ
うである。

これを、以下、(一)から(九)の諸事象の検討によつて浮かび上がらせてみたい。

(一) 表白集の内容

① 統群書類従本(巻第八二五)『表白集』中の「表白」以外の文章

上醍醐清瀧宮法花義疏講經釈、乘遍阿闍梨追善諷誦文、同祈願詞、仁和寺百部最勝王經供養草、同卅講祈願詞定範、教化、同講講師問者嘆徳詞定範、經釈、下清瀧義疏卅講祈願詞成、院歳末御懺法結願祈願詞、論匠教化寛経、事由、高野檢校阿闍梨定範、文定、次六種、供養淨陀羅尼、上醍醐持寶王院供養願文、同院御一周忌例時結願神分、祈願、同諷誦文、金剛界念誦賦、上醍醐円光院供養願文、宣旨請文、高野往生院心覚阿闍梨追善願文、真海阿闍梨望東寺灌頂申文、大式局逆修願文、請殊蒙天恩因准

先例罷所帶權僧正并東寺長者職以阿闍梨成賢被補權律師狀、高野奥院誦經諷誦文、請殊蒙天恩因准傍例以大法師乘繼補蓮花王院寄加阿闍梨職狀、同御影堂誦經諷誦文、同諷誦文

② 醍醐寺本『表白集』聖(第四二二函第一三五号)の「表白」

以外の文章

院御念誦結願事由(1)、院御佛供養(6)、尊勝佛頂供養(7)、如法尊勝(8)、仁王經御修法(12、13)、五壇(15、16)、北斗(20)、顯能六觀音堂供養(24)、同天堂供養(25)、盛輸入道堂供養(26)、女院御逆修結願曼荼羅供(28)、院御逆修結願曼荼羅供(29)、一切經会事(31)、教化(32、33、40)、述懐(38)、尊勝陀羅尼(41)

③ 十二卷本『表白集』(注4)

卷第三|| 結縁灌頂大阿闍梨嘆徳、結縁灌頂小阿闍梨嘆徳、伝法灌頂嘆徳、結縁灌頂大阿闍梨嘆徳返答、結縁灌頂小阿闍梨嘆徳返答、伝法灌頂嘆徳返答、伝法灌頂教誡、伝法灌頂教誡返答
卷第十二|| 堅義(三觀義、六即義等)

以上、『表白集』と称された文献の内容等から知られる限り、すべてがいわゆる「表白」と題されるものではなく、「表白」と題されるもの以外は、次のようなものを含んでいる。

諷誦文、願文、嘆徳、嘆徳返答、教化、經釈、事由、堅義、教誡、教誡返答、

右の諸草は、従来、「表白」に広義と狭義の二類を認め、そ

の広義の「表白」に属するものとして理解されてきた(注5)。但し、この場合、広義の「表白」とはどういった内容を包含するのか、その外延は必ずしも明確にはされていない。以下には、他にどのような文章が「表白」の範疇に含められたかについて調査し得たところを示してみることにする。

(一)「表白」の標題を附加

院政時代書写の石山寺本表白集(深一一63)には、平教作の文章が収められているが、このうち少なくとも次の三篇が、鎌倉時代後期に称名寺長老老劍阿の下で分担書写されて二十二卷本表白集(一一五一)として収録されている。ここで、注目されるのは、石山寺本の題目と、この金沢文庫本表白集におけるそれとで異なっており、後者に「表白」の題目を附けて編集しているという事実である。

(例)

- ① 石山寺本 仁和寺宮始為灌頂阿闍梨令行観音院灌頂乞戒
金沢文庫本卷二 12 観音院灌頂乞戒導師表白
- ② 石山寺本 5 治安三年□月七日仁和寺宮御灌頂乞戒
金沢文庫本卷三 3 大御室御灌頂誦經導師表白
- ③ 石山寺本 34 孔雀經御修法
金沢文庫本卷十四 1 公家孔雀經御修法表白

(三) 仁和寺藏『灌頂表白^{多本}』と「灌頂文」

さらに、院政時代(末期力)書写の仁和寺藏『灌頂表白^{多本}』は、その外題を紺紙に金字で書いたものであり、おそらくは書

写とほぼ同時期に外題されたものと思いが、この内容は、弘法大師御作「平城天皇灌頂文」(内題)、嵯峨太上太后灌頂文(内題)を収録したもので「表白」とは題されておらず、「灌頂文」を「表白」と認めた例として注意される。

仁和寺藏『灌頂表白多本』(外題)(塔7)一帖

○院政時代写、朱点(仮名、ヲコト点・喜多院点、院政期)、

白点(仮名、ヲコト点・喜多院点、院政期)

このように、院政時代末鎌倉時代初期にかけて、「表白」なる呼称を広義の意味で用いている文献が見られるようになる。

(四) 統群書類従本(巻第八二五)『表白集』

統群書類従本(巻第八二五)『表白集』の「舍利講表白」では、このように題される次に以下のように次第が記され、「啓白」を引載している。

舍利講表白 故高野三人聖人修之 先惣禮諸僧皆禮 次着座

次前方便金二丁 法用 梵音 錫杖 唱散花 次金一丁 啓白

(五) 高山寺藏『金剛界念誦私記』(第三部三八号)

○鎌倉時代中期写、粘葉装、「心蓮院」単廓朱印、朱点(仮名、ヲコト点・東大寺点、鎌倉中期)、墨点(仮名、鎌倉中期)、(奥書)：此軌則以神樂岡次第為本、其中書加神分勸請発願祈願礼佛廻向文等表白詞私草之、兼注祖師大僧都口伝而已、

秘密伝法闍梨僧正栄海(生年・六十五)

右の奥書は、神樂岡長慶の次第に無かった表白の詞を後に栄海が書き加えた由を記すものであり、これに拠れば「神分勸請

発願祈願礼佛廻向文等」を「表白」と見なしていることになる。

(六) 表白文を「修」すということ。

○ 此日、最勝講初日也、…修表白之期仰也、次談経論義如例、講師権少僧都覚什、問者興福寺順高新字也先有表白如例、論議了(『玉葉』卷六〇、建久二年五月廿六日)

○ 去十日被修孔雀経護摩、了而猶可為法之由、有其沙汰、此事不可然之由等也、(玉葉)卷六三、建久三年正月十三日)

「修」す対象は、右の例のように、通常修法全体を指すのであって、その一要素の「表白」ではない。しかるに、ここで「表白」を「修」すと表現していることは注意される。すなわち、その修法全体の趣旨を「表白」に託し、修法そのものの代名詞として用いられた例と解される。これに関連する記事としては、次の澄憲の祈雨啓白が注目される。

○ 其中に今年春の比より天下旱魃して夏の半に至り、江河流止りければ、土民耕作の煩を歎、国土農業の勤めを廢す。…清凉殿にして恒例の最勝講被始行。五月二十四日は開白也、二十五日は第二日也、…澄憲天下の旱魃を歎、勸農の廢退を憂て、敬白に言を尽し、龍神に理を責て、雨を祈乞給けり。其詞に云、…とぞ被啓白たりける。龍神道理にせめられ、天地感応して、陰雲忽に引覆、大雨頻に下けり。(『源平盛衰記』被卷第三澄憲祈雨事)・醍醐寺本「表白集澄憲」「最勝講第四座啓白詞」(注6)。

(七) 「表白」と「願文」——維摩会講師表白の例等——

維摩会講師表白は、十一世紀後半には、「件文、為故実、不經講師人、不令見者也」(『中右記』承德二年十月十日)といわれ、講師未経験者は他見が許されなかつたし、また新講師は、新写するのが恒例であつた。この最古のものは、長曆三年(一〇三九)十月の維摩会講師明懷表白が知られ、興福寺に蔵される由である。この表白文の構成は、縁起と願文がまず置かれ、これに続いて、『維摩詰経』あるいは『無垢称経』の各品の教相判釈が附属し、最後に結願文で締め括るといふものであり、年紀年数・講師の僧名のみが変わるだけで、十一世紀から十六世紀に至るまでその字句は殆ど一致している。

このように、「願文」の内容を表白文に包摂する事例は、院政時代より他に類例を指摘することができ。

○ 善根之趣蓋以如此。具旨願文被載セ(金沢文庫本仏教説話集)

○ 表白…善願、旨趣何者…御願旨趣在之(『諸事表白』四小林 表白・二五才)

○ 地藏 在表白…委旨、為被御願文。願文无ク、経題始ム(『諸事表白』九地藏・一一六ウ)

右の『諸事表白』九の例は、願文の趣旨を要約して表白とした旨末尾に記し、続いて、願文が略されることもあるとの次第を添加している。

(一) において①文献の如く、『表白集』に「願文」と題される篇の混在することを指摘したが、このように「願文」も「表白」の一として理解されるケースが存するのである。両者は、

施主か導師かの立場の相違のみで内容上接近することもあつたらしい。そこで、

○亡室以緑蘿之春色早託孤松以玉琴之夜心苦寄幽瑟(中略) 孤松幽瑟者願文故也若表白用之者可云翠松瑤瑟(『言泉集』二帖之一、反魂香事、訓点略)

のごとき記事が生まれる土壌ができる。これは、文章の字句を入れ替えれば「願文」は「表白」として用いることができるというものである(注7)。

(八)「表白」と「啓白」

「啓白」はまま「表白」と同義に用いられる(注8)。この同義的「啓白」は「表白」に比して古い呼称であろうことは、①東寺観智院本胎藏秘密略大軌(第七十一箱七号)・胎藏略述(第八十箱四五号)(注9) ②「次啓白而言」(『胎藏秘密略大軌』・『胎藏略述』とも)

②随心院藏「三摩耶戒私記 金」(第一函三号、平安時代承暦三年写、俊覚筆、大原僧都(長冥、一〇二六〜一〇八一)御房本ノ写) 一卷 ③「阿闍梨啓白」(以下本文アリ、略) ④「(奥書) 承暦三年十月八日以大原僧都御房「新」本書写畢 僧

俊覚之本

③随心院藏「大威徳法」(第一函三五号、平安時代元永元年写、俊覚筆) 一卷 ④「先啓白云(以下本文アリ、略)」(奥書) 右奉為 金輪聖王玉躰安穩寶壽長遠無辺御願 決定成

就始自十一月廿三日迄于今日并廿一ヶ日夜之間」卒六

口伴侶殊致精誠奉供如右」元永元年十二月十五日阿闍梨権少僧都殿覽

④石山寺藏校倉聖教「息災護摩私記」(第一九函七三号、平安時代承平七年写) 一帖 ⑤「如是捧已而啓白言」(奥書) 承平七年六月廿三日写了

⑤石山寺藏校倉聖教「一字儀軌」(第一五函五一号、平安時代中期写) 一帖 ⑥「次火天啓白」

⑥石山寺藏校倉聖教「不動念誦次第」(第一九函一三四号、平安時代長暦元年頃写) 一帖 ⑦「啓白」(以下本文アリ、宝幢院点・仮名交り文、仮名交りハコノ箇所ノミ)

(奥書) 梵字最初発心是也後見人敢「不咲誘不可一例後之而已」長暦元年初之比注之

のように、平安時代後期以前の古写本にいずれも、次第中「啓白」は見えるが、「表白」の語の容易に見出し難いことから、首肯される。

(九)漢字仮名交り文「表白」の流れ

(二)で取り上げた平救阿闍梨の「表白」は、漢字仮名交り文であって、漢文体の「表白文」とは元来は別の文章ジャンルであった可能性がある。事実、石山寺本に「表白」の標題のないことは前述の通りである。このような漢字仮名交り文の文章も「表白文」と見ることが許されるならば、たとえば、平安時代初期の東大寺諷誦文稿などもあるいは後には「表白文」と呼称されてよい文章であったかもしれない。

四、法会における表白文の位置づけの変化

院政時代以降表白文が量産されるといふ現象は、仏教行事たる法会、修法そのものが増加してきたことと無縁では無からう。しかし、そのことをまず事実として確認すること、そしてそれが表白文の量産と具体的にどう関わるのかを見極める必要がある。ここでは、(一)院政時代より法会が盛んに行われるようになるということ、具体的に、新奇な法会の創始という質的側面と回数増加という量的側面の双方から検討し、次に(二)法会における表白文の位置づけの変化を、実際の作法・次第の文献から追うてみることにする。そこで、任意要素であった表白文が、法会において徐々に地位を高め、やがて必須要素としての位置を占めるようになる事実を認めたい。

(一) 法会の盛行―新奇な法会の創始、回数増加―

①新奇な法会の創始

院政時代になると、従来一般的な別尊法に加わり、新奇特異な別尊法が発達してくる。六字法、愛染法、大威徳法などがそれである。十二世紀に入ると、藤原忠実が愛染法に異常な熱意を示し、『殿曆』には、自己の除病物忌のみならず、姫のため毎年愛染王を供養する記事が枚挙に遑無く現れるという(注10)。

さらに、大北斗法は、十二世紀より始まる新奇な修法である

こと、『覚禪鈔』(勸修寺本大北斗法)に説く通りである(注11)。

○白河院御時、成就院僧正寛助被奉勤仕(略)東寺被修大北斗法、自古相伝敷。宮答云、無本説。寛助始修之。(勸修寺本『覚禪鈔』・大北斗法、勸行先跡)

護摩壇等のしつらえの異なりはあってもその次第は、「北斗供」と同様といい、しかして、その「北斗供次第」には、「次表白 初時計用之。不取香燭。金合。云々」とあるから、おそらくは表白文も存したであろう。

また、如法尊勝法も、天仁二(一一〇九)年範俊、白河院のためこれを修すのであるが、これも範俊の創案かと考えられており、寛信は、保延六(一一四〇)年鳥羽院の下令を受け、聖教化し、後に伝えていく(注12)。

②法会の回数増加

法会の回数が増加するに及んで、これに比例して表白文の作成の機会が増えていったことは、容易に想像されるころである。しかし、それを具体的に裏付けることは実は相当に困難であるといわなければならない。当該の修法の行われた個々の記録は残っていても、すべてを網羅してあるとは限らず、また公家日記等の記事の多くは記主の関与し、見聞した範囲のものしか記載していないからである。院政期はこの記録たる聖教の書写が急増してくる(Ⅱ聖教化)ものと推定されている(注13)が、これとても数量化となると甚だ困難を極める。

従つて、これを客観的な数値で示すことは現段階では厳密に
はなしえないのが現状である。

(二) 法会における表白文の重点の変化

―任意要素から必須要素へ―

法会が盛んに行われたということが事実だとしても、その
ことは直ちに表白文の量産に結びつけられるであろうか。法会
が催されたからといって常に表白を宣読するとは限らない可
能性もあり(先掲石山寺藏次第類)、また、次第・作法におけ
る、表白の位置づけも時代によって変化しているかも知れない。
①十八道次第における表白の位置について

まず、『十八道次第』の例に、次第における「表白」の位置
の変遷について検討してみることとする。

十八道法は、十八契印を本として修する密教入門の行法であ
つて、莊嚴行者法・結界法・莊嚴道場法・勸請法・結護法・供
養法の六法より成る。四度加行(十八道・金剛界・胎藏・不動
護摩法)の最初の行法であり、真言宗の修行の入門となるもの
である。高山寺・仁和寺をはじめ、この十八道法に係る「十八
道表白」の写本が数多く残されている。

十八道次第の最古のものとしては、『仏書解説大辞典』に拠
れば、弘法大師空海作のものが存するようである。これは『弘
法大師全集』第七(密教文化研究所編、一九六五)に収められ
(讃岐与田寺所藏中院流初伝本、長寛二年八月五日本奥書ア
リ)。

○先浄三業三部被甲護身了…次表白 神分 用否任意 金二
打 次一切恭敬敬礼常住三寶 次浄三業真言 如先 普礼真
言 如先(以下略)
とある。

ついで、寛平法皇御作として(但し根拠は未詳)、仁和寺御
經藏に『十八道念誦次第』一卷が存し、

○「長治二(一一〇五)年正月十三日御室奉誦了」(朱書)
の奥書を有するものである(注14)。

これに拠れば、「表白」は、

○先浄三業三部被甲護身了…次表白神分 用否任意 二打
次一切恭敬 敬礼常住三寶 次浄三業真言 普礼真言(以下
略)

と先と同様、「表白」は《任意に用いよ》とある。これと同様
のタイプのものとしては、同じく、仁和寺藏本で、

○永暦二(一一六一)年辛巳六月十三日甲寅於大聖院御所奉伝
受御室了

同七月七日戊寅於喜多院御經藏始行之 沙門守寛
の奥書を有するもの、また、鎌倉時代後期写本の、

○御本云 隨二品大王受十八契印畢 初雖学小野兩流今伝広
沢 一統依帝先訓慕好也、

の奥書(盡二〇函19号)を有するものにも、「次表白神分
用否任意 二打」とある。

高山寺には、十八道法に関する古写本が多数藏されている。

これを類別すると次のようになる。

A 「表白」の題目無きもの

① 「十八道次第」(IV八〇―四六) 一帖 平安時代康和五(一〇三)年写、

② 「十八道念誦次第」(IV一九一―七八) 一帖 院政時代写、

③ 「十八道次第」(IV一八二―四二) 一帖 平安時代後期写、

但し、③の「十八道次第」(IV一八二―四二)は、外題「□道次第」とあるも、尾題「普□念誦略次第」とあつて、十八道次第と認めるに躊躇されるものであり、また、これには、「次発言啓白 次神分 次祈願 已上啓白等在別」と「啓白」が配される。

B 「表白」の題目あるも、本文は引載しないもの

① 「十八道念誦次第」(IV八〇38) 一帖 院政時代写、

② 「十八道念誦次第」(IV一八二64) 一帖 平安時代久寿二(一一五四)年写、

③ 「十八道念誦次第」(IV八〇3) 一帖 鎌倉時代中期写、

④ 「十八道行法次第」(IV八〇13) 一帖 院政時代写、

⑤ 「十八道行法次第」(IV一九一178) 一帖 院政時代写、

①から③の念誦次第には、「次表白 神分 用否任意」とあり、④と⑤の行法次第には、「次神分表白 任意」とあり、両者の次第のいずれも表白は任意要素であつたことが知られる。

C 「表白」の題目あり、かつ本文も引載するもの

① 「十八道念誦次第」(II 97) 一巻 鎌倉時代初期写、

② 「十八道行法次第」(IV一五三94) 一帖 平安時代承安五(一一七五)年写、

③ 「広正下十八道初行教道持明院」(IV九六3「1」) 一帖 鎌倉時代中期写、

本文を引載する文献のうち、①と②はやはりBと同様に「任意」の字句が添えられる。

鎌倉時代中期写の③のみが、この字句を添えず、あるいはこの頃から表白が十八道法において必須の要素として定着したのであるか。高山寺に単独で蔵されている十八道表白(IV一五七29「1」等)がいずれも鎌倉時代中期より後の写本であることもこれと関連があるかも知れない。

AからB、Cを通覧すると、院政鎌倉時代初期にかけて、表白は次第の中では、いわゆる任意の要素であつたと考えられる。中でも平安時代十二世紀初頭(康和年間)までには、表白の無い次第もある。しかし、鎌倉時代中期十三世紀中頃以降は、表白は次第の中で定着し必須要素としての地位を獲得してゆくようである。

このことは、単に、十八道次第のみに該当することではないようであつて、星供次第や不動次第においても同様の傾向を指摘することができる(注15)。

(三) 高山寺蔵『伝受類集鈔』における表白の記文

『伝受類集鈔』二十五卷(IV一〇三1―24)は、高山寺十無尽院三世恵林房経弁が、師の方便智院三世玄密房仁真から伝

受した口決・折紙類を類聚した書で、勅流の口決類二十三卷・印信一卷及び広流灌頂一卷より成る。高山寺梅尾流の真言密教は勅流・広沢とも方便智院開基の空達房定真の流に属し、本書は鎌倉期の梅尾流の実質を知る上で貴重である。

本書は、各巻とも卷子本に表面を上下の二段に分ち、上段には諸尊法の伝受口決を、下段に諸師の口伝・諸説を記しており、あたかも下段が上段の脚注の如き体裁となっている。下段に納まりきらぬ事項は裏面に書かれている。また裏面には各尊法の本書・巻数案・支度案が記され、まれに表白も見られる(注16)。

この中には、表白に関する記事が多数収められており、次第における表白の位置づけを考える上でも好資料といえる。

○求聞持法 息災増益…次表白 金合 神分 次五悔 次發願…已上越前關梨淨与 正応四年正月三日奉伝受了 經弁 (巻第七)

【下段・裏面】御作次第云 次表白神分 任意文

は、求聞持法の表白について、御作(弘法大師)次第では「任意」となっていることを裏面にて注している。即ち、御作次第では、任意要素であった表白が、表の次第では、必須要素として定着したことを窺わせるものである。

○始佛作法…次表白(本文引載セリ)…弘安四年正月十日奉伝受了 經弁(巻第十八)

【下段】私云此一紙ノ作法次奥ニ所ノ書載スル仁平三年ノ法務

御伝ト作法ノ様大略同ス 彼ニハ表白無之 而ルニ丈六弥勒三尊造立事彼時ノ作法ニ被記之ヲ 然者今ノ表白彼ノ仁平三年造立ノ弥勒表白敷云々

或作法集云書寫上ノ御所持之字則表白神分等省略ニハ各ノ息イキノ中ニシテ不令聞于人 是師伝也文

弘安四年に伝受した經弁の次第の表白を明恵上人所持本の作法では省略のこともあったとするものである。

○御衣木加持作法 私記之…次三礼 如来唄 次表白…又説先着座 次塗香…此ハ無キ表白モ作法也。(巻第十八)

右は、当該の作法の「又説」を引くが、「表白も無い作法である」と殊更に注しており、これも表白を作法の必須要素とすることを前提とする注記であると理解される。

○鎮壇…保元元年十二月三日受之 智海(巻第二十一)

【裏面・上段】小野次第 理秘抄載之…少表白神分 如常

【裏面・下段】表白「此表白広流作法集中在之・或本ニハ敬白ト云上ニ金剛弟子仁海ト云六字有之又中間并奥ノ文ニナラフ句有之仍テ次下ニ重テ書之」

(此処ニ本文ヲ引載セリ)

此表白小野僧正之草敷有広略不同是ハ略本也 已上

私云此ノ表白広流ノ作法ニハ灑淨ノ次ニ可読之ヲト見タリ 彼集云・次灑淨香水三反・次執香呂啓白同書云々 然而今如小野次第者常ノ表白ノ所ニ可読敷云々

次第によつて表白の順序がゆれるケースである。また、「表

白」と説明する当該箇所が「啓白」となっていることはこれらと同義的に用いられたことの証左であると考えられる。また、概して「啓白」の方が古い呼称であったように見られる。

右の諸記事からも、時代が下ると「表白」の位置が次第・作法の中に確立し任意の要素から必須要素となつてゆく過程を眺みとることが可能である。

五、まとめ

以上、ここでは、院政鎌倉時代になつて「表白」の量産される事実を確認した上で、その史的背景として、次のようなことを考えてみた。

(一) 「表白」の総称化

院政鎌倉時代には、いわゆる狭義の「表白」以外の作もそれと呼称されるケースが存し、広義の「表白」の使用例が確認される。つまり、これ以前には「表白」とは呼称されなかつた作もこの頃から「表白」と題されることがあるということになる。具体的には、諷誦文、願文、嘆徳、嘆徳返答、教化、経釈、事由、堅義、教誡、教誡返答、また、灌頂文、啓白、神分勸請発願祈願礼佛廻向文等が、この総称化によつて、「表白」と呼称されるケースを指摘した。

(二) 法会における表白文の位置づけの変化

院政時代より法会が盛んに行われるようになるということ

を、具体的に、新奇な法会の創始という質的側面と回数増加という量的側面の双方から検討した。まず、前者では、大北斗法、愛染法など、十二世紀以降に新奇な法会が創始され、これに連動して表白文作成の機会が増加してのではないかとの見通しを得た。しかし、現時点では法会の回数が増えていったことを厳密に数量化できないでいる。

次に法会における表白文の位置づけの変化を、実際の作法・次第の文献から追うてみた。具体的には、仁和寺・高山寺経蔵の十八道次第の古文獻と高山寺蔵の伝受類集鈔を取り上げ、そこに、かつて任意要素であつた表白文が、法会において徐々に地位を高め、やがて必須要素としての位置を占めるようになる事実を認めた。

このような背景の下、十二世紀以降、表白は諷誦文類の代表としての地位を築くようになったものと考えられるのである。

注

(1) 山本真吾「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」(『国語学』149、昭和62・6)

(2) 『行林抄』などの事相書類にはまゝ「表白」と題した文章が引用される。今後こういつた作法・次第及びその編纂物の調査が必要であると考へている。

(3) 山本真吾「高山寺経蔵に伝存する鎌倉時代書写の表白文の文体について」(『国文学』123、平成元・9)

- (4) 牧野和夫「鎌倉初・前期成立十二巻本『表白集』伝本の基礎的調査とその周辺(1)・「類聚」ということ」(『実践国文学』35、平成元・3)
- (5) 小峯和明「表白」一、表白とは何か(仏教文学講座第八巻『唱導の文学』平成7、勉誠社)
- (6) 後藤丹治「平家物語出典の研究(三)」(『国語と国文学』6-5、昭和4・5) 祈雨儀礼を「啓白」に託す。
- 成瀬良徳「平安時代における祈雨儀礼―密教僧との関わりをめぐって―」(『大正大学大学院研究論集』5、昭和56・3)
- 大島薫「安居院澄憲の〈説法〉―承安四年宮中最勝講における勸賞をめぐって―」(『仏教文学』24、平成12・3)
- (7) 山本真吾「表白・願文の用語選択―金沢文庫本言宗集の記述をめぐって―」(『訓点語と訓点資料』102、平成11・3)
- (8) 山本真吾「不動次第に於ける表白と啓白について―高山寺経藏文獻による―」(平成11年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集、平成12・3)
- (9) 武内孝善「寛平法皇御作『胎藏秘密略大軌』・『胎藏略述』」(『高野山大学論集』24、平成元・2)
- (10) 速水侑「平安貴族社会と仏教」(昭和50、吉川弘文館)
- (11) 注(10) 文献。
- (12) 大覚寺聖教・文書研究会「史料紹介 大覚寺聖教・文書」(『古文書研究』40、平成7)
- (13) 山本真吾「平教阿闍梨伝追考」(『三重大学日本語学』11、平成12・6)
- (14) 武内孝善「寛平法皇御作次第の研究・二―翻刻篇(一)・『三親王権頂時儀式昼作法』・『十八道念誦次第』・『金剛頂経蓮華部心念誦次第』」(『高野山大学論叢』25、平成2・2)
- (15) 山本真吾「星供次第に於ける表白文と祭文について(一)(二)―高山寺経藏文獻による―」(『平成5年度・9年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』平成6・3、平成10・3)
- 注(15) 文献。
- (16) 官澤俊雅「伝受類集鈔目錄」(『昭和五十九年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』昭和60・3)

[やまもと しんご] 本学教員